

第20章 事業所名称等変更

1. 事業所・事業主の変更等手続き

事業所の名称、所在地、及び事業主（代表者）の氏名、住所などに変更があったときは「健康保険事業主の氏名・・・変更届」（適11）により、遅滞なく届け出をしてください。

また、事業主の住所については、事業所の所在地ではなく、事業主個人の住所を記載してください。

2. 支所変更・開設等手続き

所属コードの登録のある事業所においては、支所の名称や所在地変更、及び新規開設や閉鎖が生じた場合は、遅延なく届け出をしてください。